

平成27年第10回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年10月29日（木） 14時00分

2. 場 所：挾間庁舎 4階 大会議室

3. 出席委員 30名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長

委 員

1 番大澤 英之	2 1 番衛藤 由澄	3 1 番大塚 弘士
2 番加藤 正信	1 2 番田中真理子	2 2 番佐藤 高信
3 番佐藤有太郎		3 2 番山月 憲昭
4 番利光 末子	1 4 番田中 俊行	3 3 番甲斐 善馬
	1 5 番首藤 勝磨	3 4 番小山 豊康
6 番安部 義浩	1 6 番梅木 敏弘	2 6 番二宮 正男
7 番佐藤 義男	1 7 番縣 次男	3 5 番後藤 義昭
8 番吉廣 順一	1 8 番加藤 康男	2 8 番庄野 誉
9 番後藤 慶子	1 9 番佐藤 邦政	2 9 番佐藤 圭介
1 0 番佐藤 勝規	2 0 番那須 紀子	3 0 番佐藤千代信

4. 欠席委員

5 番坂本 成一 1 1 番廣瀬 啓治 1 3 番佐藤 幸市 2 3 番小野 七郎
2 5 番栗林 睦和 2 7 番溝口 正剛

5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④農地法第4条の規定による許可申請の審議

⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議

(4) その他

法改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

事務局次長 配布資料の確認について

事務局長 行事報告 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、30名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「9番後藤慶子」委員さんと「10番佐藤勝規」委員さんの2名にお願いします。よろしくをお願いします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第7までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお願いします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案1号 1件)

議長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について議案朗読説明

議長

議案1号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議案2号～7号 6件)

議長

日程2、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事務局

日程2、農地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案2号から7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号から5号は、継続設定の案件です。

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案6号について、議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

説明の前に、先日、親知らずの治療をしまして、口が思うようにあかず、聞き取りにくいところがあるかと思いますが、議案が何件かありますので、よろしくをお願いします。

先ほど合意解約ということで説明がありましたが、ここは既に田北さんという人がダイズを植えています。その後、佐藤さんが借りるということでありまして、農機具については田北さんからリースをするということで、話がついているようです。特に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案7号について、議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

貸付人の佐藤さんは、3,658㎡持っておりますが、一部を耕作しております。残った分について竹林さんが借り受けるということで、既に立派な畑になっておりまして、タマネギを植えるばかりになっております。竹林さんは過去に何度か利用権の設定で記憶にあらうかと思いますが、現在は18,000㎡を利用権の設定で耕作しております。かなり意欲的に野菜をつくっております。特に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について議案朗読説明。

議案8号から12号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案8号、9号について、渡人と受人がほぼ同一ですので、続けて説明をお願いします。
議席番号6番安部 義浩委員より説明をお願いします。

6番安部 義浩委員

受人の三ヶ田さんは農業をしており、農機具等ほぼすべて持っております。8番、9番の議案の農地の周りをすべて三ヶ田さんが耕作しております、この度農地を買うということで、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案10号について、議席番号25番栗林 睦和委員さんが欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

渡人の安部さんと受人の田村さんは親類関係にあたり、安部さんは元々田村さんの隣に住んでおりました。現在は引っ越しております、野畑にある農地を管理できない状況にあり、これまでも田村さんが管理をしてきたという状況です。今回売買という状況が成立しました。田村さんにつきましては、後継者もおられますし、水稻やオクラ等をつくる専業農家でありますし、特に問題はないと伺っております。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 1 1 号について、議席番号 2 4 番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

2 4 番佐藤 靖司委員

面積は 3 1, 0 0 0 m²で、どなたか梨ではないかと言われてましたが、梨であります。1 5, 0 0 0 m²が梨で、残りが水稻であります。行ってみたら梨がどこになってるのかという感じでした。水稻についてもかなりイノシシが入っておりまして、言うのには耕作が先か鳥獣被害が先かという感じで、そうしたことから耕作意欲が低下していったという感じがしました。そういう時に西島さんが農業研修を 1 年間くらいして、適当な農地を探しておりまして、ゆくゆくは梨の観光農園をしたいということでありまして、農機具については、トラクターは購入するが外の機械についてはリースをするということで話がついたようであります。西島さんについては意欲もありますし問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 1 2 号について、議席番号 1 0 番佐藤 勝規委員より説明をお願いします。

1 0 番佐藤 勝規委員

重見 太郎さんという人は、高齢で農業もやったことがないということで、隣の人が杉丸さんで、この人に譲りたいということであります。杉丸さんは、水稻、シイタケ、ブルーベリー、ゆずと色んなものをつくっております。特に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程 4 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(議案 1 3 号、1 4 号 2 件)

議 長

日程 4、農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 4、農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案 1 3 号、1 4 号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっ

ていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案13号について、議席番号16番梅木 敏弘委員より説明をお願いします。

16番梅木 敏弘委員

位置図は1ページから3ページですが、申請人の大塚さんは、現在、緑ヶ丘に住んでおりまして、164-1には家が建っており、売却をしたいということで調べていたら、一部進入路の部分が農地のままだったということがわかったということです。始末書にもありますように、昭和45年より進入路として利用しておりまして、致し方ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案14号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

配置図の6ページをご覧ください。申請者の半澤氏はお寺にお勤めです。本堂の奥に自宅がありますが、この図面の道と書いている奥が自宅です。この道路沿いに高低差が7～8mある畑があります。これを駐車場にしたいということで申請がありました。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

20番那須 紀子委員

5ページの議案番号が19号となっておりますが・・・。

事 務 局

14号と19号は関連がありまして、コピーするときに間違えました。訂正をお願いします。

○日程5「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案15号～20号 6件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明議案15号、16号、20号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案17号、18号、19号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

議案15号について、議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

宅地分譲をしたいということで、現地へ行ってきました。この土地は馬見塚さんが近所の人に貸しておりまして、地目は田になっていますが、バラスを敷いており草ぼうぼうで、宅地になれば雑草の管理もしなくてよくなり、周りにも迷惑をかけなくて済むようになるのではないかと思います。以上です。

議長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案16号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

図面は13ページをご覧ください。申請地の両端はすべて宅地であります。分譲宅地ということで、農地への影響もないということで、やむを得ないと思います。

議長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案17号について、議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

今年の第5回の農業委員会総会で、農業振興地域整備計画で用途が宅地になりました。それでいよいよ家を建てるということになりました。由布市では宅地は500㎡が上限ですが、これは590㎡あります。分筆しても残った土地の利用価値はありませんので、590㎡でもやむなしと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数により許可相当と認めます。

議案18号について、議席番号2番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2番加藤 正信委員

位置図については、19～21ページです。小野屋駅の北東3～400mのところ、東側は既に住宅地となっております。受人は渡人の孫にあたります。現在、挾間町でアパート暮らしをしていますが、家を建てるための土地を探しておりまして、おじいさんに話をしたら、申請地の隣に渡人の子供も住んでおりまして、その隣に建てたらということで譲り渡すということでもあります。西側の農地にも影響はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数により許可相当と認めます。

議案19号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

配置図は23, 24ページですが、先ほどの14号議案のすぐ隣の田です。市道に面している田を駐車場にしたいということでもあります。周囲にも影響はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数により許可相当と認めます。

議案20号について、議席番号34番小山 豊康委員より説明をお願いします。

34番小山 豊康委員

渡人の後藤 睦文くんは市役所に勤めています。現在は人に頼んで水田をつくっています。受人の安田さん、夫婦ですが、以前は別府にいたんですが、湯布院のアパートに住んでいます。申請地は、25、26ページで年金病院のすぐ北側になります。西も東も住宅地になっております。北側は道路を挟んで圃場整備田となっています。都市計画区域内の3種農地ですので、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。